

日中海運協定の交渉はすでに大筋のメドがつき、近く仮調印の運びになろうとしている。先の航空協定に次いで日中共同声明にうたわれた四つの実務協定のうち、領海権の問題がからむ漁業協定を残してすでに三つの実務協定が実現し、日中間の実務関係は一段と進展することになる。

◇—
そのような機運のなかで、懸案の日中平和友好条約締結問題がこのところクローズ・アップ

●外交時評

日中平和友好条約の問題点

中嶋嶺雄(東京外国語大学助教授)



されつつあり、とくに中国側は平和友好条約の早期実現を強く希期しているように伝えられている。それにはさまざまな背景があるのだが、

中国側の信頼が厚い田中内閣のもとで、ぜひとも平和友好条約を締結したいという中国側の意向が強いことは疑いない。しかも、田中内閣への日本国内での最近の批判や告発が示すように、いよいよ田中政権の将来の命脈が見通されるようになりつつあるほど、中国側としては、条約締結を急ごうとするであろう。だがわれわれにとつて日中関係の安定という

課題は、一内閣の命脈を超えた長期的課題であることはいうまでもない。ましてや、私が前回の本欄で指摘したように(拙稿「中国の『第三世界』戦略と日本」、『時事解説』十月十五日号)、日中間にはいま、資源・エネルギー問題、領海権の問題、人口・食糧問題など国益の根本にかかわる問題において基本的に相容れない対立が潜んでいるにもかかわらず、そうした矛盾や対立がひとえに中ソ関係の悪化によってカモフラージュされているという不安定な構造がある以

上、平和友好条約の締結に当たっては、国家百年の大計を考える視野が導入されなければならぬであろう。

たとえば、領海二百海里説をとる中国とわが国の立場の違いは決定的であり、この点では問題の安易なたな上げは許されないはずである。さらに重要な課題は領土問題である。伝えられるところによると、予想される日中平和条約交渉では、尖閣列島に代表される領土問題がたな上げされたまま、条約締結にいたる旨の了解がすでに成立しようとしているようである。

だが、もしもそのようなことであるのなら、それは結果的に日中共同声明の内容を条約として書き換えるだけのことでしかなく、あえて条約を締結する意味が失われてしまう。

また、もしも領土問題をたな上げして平和友好条約を結ぶなら、北方領土問題を残している日ソ関係にもきわめて悪い先例をつくることとなり、北方領土問題をたな上げた日ソ平和条約の締結をソ連から提案された場合、その提案を受け容れざるを得ず、かくして北方領土問題は永遠にたな上げされることにさえなりかねない。

◇—
私見では、田中内閣の存命中にという中国側の要請にもかかわらず、平和友好条約の締結交渉こそ拙速を避けるべきであり、また、この条約が公明な法的措置に基づいて批准されるためには、本来中国側がわが国の国会に相当する全国人民代表大会の開催を必要とする以上、少なくとも全国人民代表大会の開催を見るまで待つべきである。

さらに、中ソ関係の将来と日本の立場を考えると、いう重大な配慮からすれば、一九八〇年に条約期限の満了する中ソ友好同盟条約の改更期における中ソの出方をじっくり見すえたいうえで処置すべきものとも思うが、日中関係の将来に禍根を残さないためにこそ、このような見方一度は立つてみるべきではなからうか。